

期日指定定期（証書制）（新旧対照表）

現行	改定案
第2条（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。 (2025年1月6日現在)	第2条（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行（りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行を除きます。以下同じ。）を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受け入れません。 (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。 (2026年4月1日現在)